

環境衛生（ごみと資源の分け方、出し方）

※ごみは、次の分類ごとに**町民カレンダー**で**収集日を確認のうえ**決まられた時間・場所に出してください。
 ※ごみ置き場は、地域の方で管理していただいています。ルールを守ってきれいに出すよう心がけましょう。
 ※分別に迷った場合は、**分別早見表(五十音順)**をご覧ください。



もえるごみ		資源		分別早見表		出し方	
<p>週2回</p> <p>◆場所 もえるごみ置き場</p> <p>◆時間 当日前朝8時まで</p>	<p>週2回</p> <p>◆場所 もえるごみ置き場</p> <p>◆時間 当日前朝8時まで</p>	<p>毎週土曜日</p> <p>◆場所 資源ごみ置き場</p> <p>◆時間 当日前朝9時まで</p>	<p>毎週水曜日</p> <p>◆場所 もえるごみ置き場</p> <p>◆時間 当日前朝8時まで</p>	<p>ごみ…台所の生ごみ(水切りする)、貝殻 革製品…靴、サンダル、カバン 布類…靴下、ストッキング、手袋、ぬいぐるみ、汚れている布、切れた布 ゴム製品…長靴、ホース(30cm未満に切る) 容器包装以外のプラスチック製品はもえるごみです。 *生ごみ処理器の設置推進制度があります。 詳しくは環境上下水道課へお問い合わせください。 (☎84-0314/8:30~17:15(土・日・祝日・年末年始を除く))</p>	<p>新聞紙</p> <p>ダンボール</p> <p>雑誌類</p> <p>紙バック</p> <p>雑がみ・紙箱類</p> <p>布類</p> <p>ペットボトル</p>	<p>ペットボトル</p> <p>布類</p> <p>雑がみ・紙箱類</p> <p>紙バック</p> <p>雑誌類</p> <p>ダンボール</p> <p>新聞紙</p>	<p>◆30cm未満にして専用指定袋に入れて指定場所へ出してください。 ◆雨天時には、雨水が入らないように、口を固くしぼり、横倒しにしてください。</p> <p>◆雨天の場合の収集(荒天の場合は除く) 紙類・ペットボトル類は収集します。布類は収集しませんが、出さずにください。 ◆ペットボトルのキャップとラベルはプラマークごみに出してください。 ◆雑がみは紙を回収します。紙以外の素材(セロハンテープ、封筒のフィルム、ホチキスの針など)を取り除いてください。 ◆ペットボトル、紙バック類はよく洗ってから出してください。 ◆取っ手が紙以外の紙袋は、取っ手を切って出してください。</p> <p>◆まとめて透明又は半透明の袋に入れて出してください。 ◆食品などの付着したものはよく洗って、乾かして出してください。 ◆袋の中に口をしぼった小袋(2重袋)を入れてください。異物が見つかりにくくなります。 ◆汚れがとれないものや容器包装以外のプラスチック製品(プラマークがついていないもの)はもえるごみに出してください。</p>
<p>プラマークごみ (プラスチック製容器包装)</p> <p>毎週水曜日</p> <p>◆場所 もえるごみ置き場</p> <p>◆時間 当日前朝8時まで</p>	<p>袋類…ポリ袋、ビニール袋など ボトル類…調味料やシャンプーボトルなど バック類…卵パック、豆腐容器など カップ類…カップラーメンやプリンなどの容器 トレー類…色もの、白色、透明などの容器 発泡スチロール…こぶし大に砕いて袋に入れる 断熱材や建築廃材は出さないでください。</p>	<p>このマークがついているもの</p>	<p>◆対象となるもの 家庭用プリンター、トナーカートリッジ、水刃ソーツ公認機器 ※純正インクのみでなく、リサイクルインクも回収の対象です。 ◆インクカートリッジとトナーカートリッジは投入口が異なるので、注意してください。 ◆一度回収ボックスに投入したものは返却できません。</p>	<p>◆対象となるもの 携帯電話(PHS、スマートフォンを含む)、デジタルカメラ、携帯型音楽プレーヤー、携帯型ゲーム機、電子辞書 ◆注意事項(回収ボックスに入れる前に) ◆個人情報などが入ったものは、必ず排出者が責任をもって個人情報などを消去してから入れてください。 ◆一度回収ボックスに投入したものは返却できません。 ◆電池は外して出してください。</p>			

もえないごみ		剪定枝・葉・草		粗ごみ	
<p>月2回</p> <p>◆場所 もえないごみ置き場</p> <p>◆時間 当日前朝9時まで</p>	<p>月2回</p> <p>◆場所 もえないごみ置き場</p> <p>◆時間 当日前朝9時まで</p>	<p>週1回</p> <p>◆場所 もえるごみ置き場</p> <p>◆時間 当日前朝8時まで</p>	<p>週1回</p> <p>◆場所 もえるごみ置き場</p> <p>◆時間 当日前朝8時まで</p>	<p>◆対象となるもの 大きさ30cm以上で180cm×120cm×90cm以内、原則40kg以下の物。※収集できないものもあります。 ◆費用 1点あたり1,100円 ◆出し方 数量:1回の収集で1世帯3点まで(点数の数え方は町ホームページ分別早見表による) 申込:(窓口)役場総合窓口で直接手続き 【インターネット(町ホームページ)のe-kanaagawa電子申請サイトへ入力】 ※インターネット申込の場合は出せるごみの種類が限定されます。 ※インターネット申込の場合、受付が定数に達した場合は収集日のいずれか早いほう。収集がその月の1回目るときは前月の15日から開始 ※集約は、受付数が定数に達した場合は収集日の2週間前(町ホームページ参照)で購入し、ごみに貼って収集日に出してください。 排出場所:自宅前など(屋内や2階以上、道路や町ごみ置場などの公共用地は不可)</p>	<p>◆対象となるもの 大きさ30cm以上で180cm×120cm×90cm以内、原則40kg以下の物。※収集できないものもあります。 ◆費用 1点あたり1,100円 ◆出し方 数量:1回の収集で1世帯3点まで(点数の数え方は町ホームページ分別早見表による) 申込:(窓口)役場総合窓口で直接手続き 【インターネット(町ホームページ)のe-kanaagawa電子申請サイトへ入力】 ※インターネット申込の場合は出せるごみの種類が限定されます。 ※インターネット申込の場合、受付が定数に達した場合は収集日のいずれか早いほう。収集がその月の1回目るときは前月の15日から開始 ※集約は、受付数が定数に達した場合は収集日の2週間前(町ホームページ参照)で購入し、ごみに貼って収集日に出してください。 排出場所:自宅前など(屋内や2階以上、道路や町ごみ置場などの公共用地は不可)</p>
<p>もえないごみ (一部資源)</p> <p>月2回</p> <p>◆場所 もえないごみ置き場</p> <p>◆時間 当日前朝9時まで</p>	<p>剪定枝・葉・草</p> <p>週1回</p> <p>◆場所 もえるごみ置き場</p> <p>◆時間 当日前朝8時まで</p>	<p>粗ごみ</p> <p>月2回・予約制</p> <p>有料</p> <p>費用 25円/kg(10kg単位)</p>	<p>粗ごみ</p> <p>月2回・予約制</p> <p>有料</p> <p>費用 25円/kg(10kg単位)</p>	<p>◆傘の骨は長さ30cm以上でも金物で出せます。(生地はもえるごみ) ◆スプレー缶は「ガスを使い切って」金物のコンテナへ入れてください。 ◆包丁などの刃物は紙にくるんで「危険」と記入して出してください。 ◆カッターの刃、カミソリ、安全ピン、ネジ、クギなどはふたのある空き缶に入れて出してください。 ◆ライターは使い切って出してください。 ◆小型充電式電池は、家電量販店などの専用の回収ボックスへ入れてください。 ◆剪定枝は長さ120cm未満、直径30cm程度にひもで縛って出してください。 ◆葉・草は乾燥させ、透明又は半透明の袋に入れて出してください。 ◆竹は置き場に出すことも直接施設に持ち込むこともできません。30cm未満に切ってもえるごみとして出してください。</p>	<p>◆対象となるもの 大きさ30cm以上で180cm×120cm×90cm以内、原則40kg以下の物。※収集できないものもあります。 ◆費用 1点あたり1,100円 ◆出し方 数量:1回の収集で1世帯3点まで(点数の数え方は町ホームページ分別早見表による) 申込:(窓口)役場総合窓口で直接手続き 【インターネット(町ホームページ)のe-kanaagawa電子申請サイトへ入力】 ※インターネット申込の場合は出せるごみの種類が限定されます。 ※インターネット申込の場合、受付が定数に達した場合は収集日のいずれか早いほう。収集がその月の1回目るときは前月の15日から開始 ※集約は、受付数が定数に達した場合は収集日の2週間前(町ホームページ参照)で購入し、ごみに貼って収集日に出してください。 排出場所:自宅前など(屋内や2階以上、道路や町ごみ置場などの公共用地は不可)</p>

粗ごみ		町で収集しないごみ	
<p>粗ごみ</p> <p>月2回・予約制</p> <p>有料</p> <p>費用 25円/kg(10kg単位)</p>	<p>町で収集しないごみ</p>	<p>◆対象となるもの 家庭用プリンター、トナーカートリッジ、水刃ソーツ公認機器 ※純正インクのみでなく、リサイクルインクも回収の対象です。 ◆インクカートリッジとトナーカートリッジは投入口が異なるので、注意してください。 ◆一度回収ボックスに投入したものは返却できません。</p>	<p>◆対象となるもの 携帯電話(PHS、スマートフォンを含む)、デジタルカメラ、携帯型音楽プレーヤー、携帯型ゲーム機、電子辞書 ◆注意事項(回収ボックスに入れる前に) ◆個人情報などが入ったものは、必ず排出者が責任をもって個人情報などを消去してから入れてください。 ◆一度回収ボックスに投入したものは返却できません。 ◆電池は外して出してください。</p>
<p>◆対象となるもの 大きさ30cm以上で180cm×120cm×90cm以内、原則40kg以下の物。※収集できないものもあります。 ◆費用 1点あたり1,100円 ◆出し方 数量:1回の収集で1世帯3点まで(点数の数え方は町ホームページ分別早見表による) 申込:(窓口)役場総合窓口で直接手続き 【インターネット(町ホームページ)のe-kanaagawa電子申請サイトへ入力】 ※インターネット申込の場合は出せるごみの種類が限定されます。 ※インターネット申込の場合、受付が定数に達した場合は収集日のいずれか早いほう。収集がその月の1回目るときは前月の15日から開始 ※集約は、受付数が定数に達した場合は収集日の2週間前(町ホームページ参照)で購入し、ごみに貼って収集日に出してください。 排出場所:自宅前など(屋内や2階以上、道路や町ごみ置場などの公共用地は不可)</p>	<p>◆対象となるもの 家庭用プリンター、トナーカートリッジ、水刃ソーツ公認機器 ※純正インクのみでなく、リサイクルインクも回収の対象です。 ◆インクカートリッジとトナーカートリッジは投入口が異なるので、注意してください。 ◆一度回収ボックスに投入したものは返却できません。</p>	<p>◆対象となるもの 携帯電話(PHS、スマートフォンを含む)、デジタルカメラ、携帯型音楽プレーヤー、携帯型ゲーム機、電子辞書 ◆注意事項(回収ボックスに入れる前に) ◆個人情報などが入ったものは、必ず排出者が責任をもって個人情報などを消去してから入れてください。 ◆一度回収ボックスに投入したものは返却できません。 ◆電池は外して出してください。</p>	<p>◆対象となるもの 携帯電話(PHS、スマートフォンを含む)、デジタルカメラ、携帯型音楽プレーヤー、携帯型ゲーム機、電子辞書 ◆注意事項(回収ボックスに入れる前に) ◆個人情報などが入ったものは、必ず排出者が責任をもって個人情報などを消去してから入れてください。 ◆一度回収ボックスに投入したものは返却できません。 ◆電池は外して出してください。</p>

商店や事業所、工場などの事業活動によって発生したごみは、一般家庭用のごみ置き場には出せません。

し尿（くみ取り便槽）

環境上下水道課 TEL84-0314

- 申込み方法
（有）共和衛生工業に事前申込みが必要です。申込書は、環境上下水道課窓口で配布または町のホームページからダウンロードしてください。申込書に必要事項を記入してください。
- 申込内容を変更する場合
トイレを水洗式に改修するとき、世帯人数や住所を変更するときなどは、事前に環境上下水道課へご連絡ください。
- 処理手数料

定額制	一般家庭 月1回くみ取り	1人月額 360円（税抜き）
	従量制	工事現場などの 仮設トイレ
		36Lにつき 360円（税抜き）

浄化槽

- 清掃
浄化槽内にたまった汚泥などを抜き取る作業を行います。毎年1～2回の清掃が必要です。
・申込み 町許可清掃業者
（有）共和衛生工業
TEL 0465 - 82 - 0030
- 浄化槽については神奈川県が管轄していますので、不明点等は下記にお問合せください。
◆神奈川県小田原保健福祉事務所足柄上センター
TEL 0465 - 83 - 5111

ペット

- 犬の登録と狂犬病予防注射
犬を飼うときは、狂犬病予防法により、登録手続き（生涯1回、登録手数料3,000円）と狂犬病予防注射（年1回、注射料金＋注射済交付手数料550円）が義務づけられています。狂犬病予防注射は、町で行う集合注射または動物病院で受けてください。
また、犬が死亡したときや飼い主の変更、住所の異動などがあつた場合は、環境上下水道課に届出が必要です。
- 動物（犬・猫・鳥等）に関する連絡先

飼えなくなった動物の相談	神奈川県動物愛護センター または 神奈川県小田原保健福祉 事務所足柄上センター
病気やケガをした 野生動物を見つけたとき	
野犬を見つけた場合	神奈川県小田原保健福祉 事務所足柄上センター
野良猫の被害相談	
犬の放し飼い・鳴き声で 困った場合	神奈川県小田原保健福祉 事務所足柄上センター
犬に咬まれたとき	
犬や猫を譲ってほしいとき	神奈川県動物愛護センター
大量に死亡した野鳥を 見つけたとき	神奈川県西地域県政総合 センター環境部環境調整課

- ◆神奈川県動物愛護センター
TEL 0463 - 58 - 3411
- ◆神奈川県小田原保健福祉事務所足柄上センター
TEL 0465 - 83 - 5111
- ◆神奈川県西地域県政総合センター
環境部環境調整課
TEL 0465 - 32 - 8000



創・省・蓄エネの導入（ゼロカーボンシティ創成補助制度）

企画政策課 TEL 84 - 0312

- 【住宅】ゼロエネルギーハウス等導入補助金
家をZEH（ゼロエネルギーハウス）やZEH+、LCCM住宅で新築またはリフォームされるかた向けの補助金です。
- 【住宅】既存住宅スマートハウス化補助金
築1年以上の既存住宅に太陽光発電設備や蓄電池、エネファームなどを設置するかた向けの補助金です。3種類以上の設備を同時に設置する場合には補助額が加算されます。
※新築は対象外
- 【駐車場】ソーラーカーポート導入補助金
住宅の駐車場の車庫やカーポートに太陽光発電設備を搭載するソーラーカーポートを導入するかた向けの補助金です。
- 【自動車】電気自動車等導入補助金
自家用車を電気自動車（EV）や超小型EVで導入するかたや、EVから電気を取り出す装置（V2HやV2L）を設置されるかた向けの補助金です。
※EV以外（プラグインハイブリッド車や水素自動車など）は対象外
上記のゼロカーボンシティ創成補助制度の各補助金は、国の交付金が付加される令和8年度までは、補助額が大きくなっています。補助額や補助要項などの詳細は、町ホームページをご覧ください。



上下水道の利用

環境上下水道課 TEL 84 - 0314

- 水道の利用
水道利用の開始・中止は、事前に届出が必要です。（手数料700円がかかります）
届出は環境上下水道課で受け付けています。
【こんなときには届出を】
（1）引っ越しをするとき
（2）新しく家を建てるとき
（3）名義を変更するとき
（4）長期間水道を使用しないとき
（5）その他変更があるとき
- 水道料金
・水道料金は2か月に1回、使用水量を計量し料金を計算します。水道料金は、基本料金に超過料金を加えた合計額です。
・宅地内漏水（水道メーターの回る漏水）を修理した方で、発見し難い地下漏水の場合は、上下水道料金の減免制度があります。
※修理費用は、利用者の負担になります。また、修理は町指定工事店（ホームページ参照）に依頼してください。
- 公共下水道の役割
・生活環境の改善
側溝などからの悪臭や害虫の発生を防ぎ、衛生的で美しい街並みを保ちます。
・水質の保全
生活排水による汚濁から公共用水域の水質を改善して、川や海をきれいになります。
・浸水の防衛
生活排水と雨水を分離することで浸水を防止し、暮らしを守ります。
- 公共下水道使用料
一般的な下水道使用料は、水道の使用水量等に基づいて計算し、水道料金と一緒に納めていただきます。
- 工事費用の融資制度
下水道の供用開始から3年以内に下水道接続工事をされる方で、町が協定を結んでいる金融機関から融資を受けた場合、その利子分を町が負担する制度があります。
融資のあつ旋には要件がありますので、環境上下水道課へお問合わせください。

上下水道・道路・水路

上下水道の工事

街づくり推進課 TEL 84 - 0321

●水道工事

給水装置の新設、改造、増径、撤去などの工事は、町指定工事店にお申込みください。(町から指定されていない工事業者に工事を依頼することはできません。) お申込みの際、工事の内容や費用について十分な説明を受けるようにお願いします。

※町指定工事店一覧表については町ホームページに掲載しています。不明なときは街づくり推進課へお問い合わせください。

●漏水の修理

水道メーターが回る(水道料金の発生する)漏水(二次側)は、ご自身で町指定工事店に直接連絡してください。

また、道路から水道メーターまでの給水管の漏水(一次側)は、町の対応となりますので、街づくり推進課までご連絡ください。

●下水道の接続工事

公共下水道が整備された区域(処理区域)の建築物の所有者は、生活雑排水(トイレ・風呂場・台所)などの汚水を公共下水道に接続して流さなければなりません。この接続工事は、町指定工事店にお申込みください。(町へ登録していない工事業者に工事を依頼することはできません。) その際、工事内容や費用について十分な説明を受けるようにお願いします。

※町指定工事店一覧表については町ホームページに掲載しています。不明なときは街づくり推進課へお問い合わせください。

●その他

道路上のマンホールからの悪臭や詰まりを発見した場合は、街づくり推進課へご連絡ください。

道路・水路の占用等

街づくり推進課 TEL 84 - 0321

●道路の占用

建築工事の仮設足場や上下水道管などの構造物を道路に設置するときは、関係図面などを添えて、事前に街づくり推進課へ申請し、許可を受けてください。

●水路の占用

宅地への進入路確保のために水路の上に橋などを架けるときは、関係図面などを添えて、事前に街づくり推進課へ申請し、許可を受けてください。

※占用が許可されたときは、占用料を納めていただく場合があります。

●境界確定

道路・水路・河川に隣接している土地の境界を確定したい場合は、街づくり推進課へ申請してください。なお、境界立会いから確定までの費用は申請者負担となります。

また、境界が確定済みであるかなどを確認したい場合も、街づくり推進課へお問い合わせください。



測量・登記 相談無料

石川測量登記事務所

測量業登録 第(3)-33213号
神奈川調査士 第2594号
ADR認定番号 第402017号

松田町松田惣領1282-4 ☎・FAX 82-5078